ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\lambda$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

λは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\lambda$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

λは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\lambda$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

λは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\lambda$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

λは、イに定めるところによる。

2　一の原子力発電供用施設が前項の算式による算定の対象となる期間は、当該原子力発電供用施設の設置の工事が開始した日が属する会計年度から当該原子力発電供用施設が廃止される日が属する会計年度までとする。

3　市町村合併により、第一項各号の区分に変更があった場合又は原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、市町村合併により原子力発電供用施設所在市町村となる市町村であって、第一項第二号の市町村にあっては、同号中「$\alpha\times\frac{1}{2}$」とあるのは「合併前の$\alpha\times\frac{1}{2}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα、β、ξ又はηとの平均した額」と、同項第三号の市町村にあっては、同号中「$\alpha\times\frac{1}{4}$」とあるのは「合併前の$\alpha\times\frac{1}{4}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα、β、ξ又はηとの平均した額」と、同項第五号の市町村にあっては、同号中「γ」とあるのは「合併前のγと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα、β、ξ又はηとの平均した額」と、同項第六号の市町村にあっては、同号中「δ」とあるのは「合併前のδと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα、β、ξ又はηとの平均した額」と、同項第七号の市町村にあっては、同号中「ε」とあるのは「合併前のεと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα、β、ξ又はηとの平均した額」と読み替えて適用する。

4　市町村合併により、合併前に原子力発電供用施設所在等市町村以外であった市町村が原子力発電供用施設所在市町村となる場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「α」を「$\alpha\times\frac{1}{2}$」と、同項第四号の場合には、同号の「β」を「$\beta\times\frac{1}{2}$」と、同項第八号の場合には、同号の「ξ」を「$\xi\times\frac{1}{2}$」と、同項第九号の場合には、同号の「η」を「$\eta\times\frac{1}{2}$」と読み替えて第一項の規定を適用する。

5　前四項の規定にかかわらず、特別単価が適用される市町村について、契約電力が五千キロワットを超える電力需要家に関し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数を乗じて得た金額が特別単価に五千を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあっては、その金額の差を合計して得た金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額を前四項の交付限度額に加えたものを交付限度額とする。

6　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所の所在する市町村をその区域に含む都道府県に当該燃料の使用を申し入れた場合は、その申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該都道府県に対して毎会計年度、前五項の交付限度額に二千万円を加えた額を当該年度の交付限度額とする。

7　電気事業者が平成二十五年度の末日までに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係る同条第二項の申請を行った場合（原子炉の運転期間を延長しようとする場合に限る。）は、当該原子力発電供用施設に係る当該原子力発電供用施設所在等都道府県（当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域内に設置されている他の原子力発電供用施設について既に申請が行われている場合を除く。）に対して当該申請を行った日の属する会計年度又はその翌会計年度から五年間、毎会計年度、前六項の交付限度額に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

第十条　一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次項及び第三項に定めるところにより算定した金額とする。

一　交付金の交付年度において、その区域内において設置が行われている一の発電用施設等に係る別表第八に基づき算定される発電電力量をすべての発電用施設等について合計した電力量（以下この条において「道府県発電電力量」という。）がその区域内における消費電力量（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号に規定する販売電気の電力量であって、交付年度の前々会計年度のものをいう。以下同じ。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府県

二　工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第百七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県

2　一の電力移出県等に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該電力移出県等の移出電力量（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額とする。

3　前項の規定にかかわらず、原子力発電施設の初号機（当該市町村の区域において初めて設置されるものをいう。）の設置の工事（出力五十万キロワット以上のものに限る。）が行われる場合（平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間に設置の工事が開始されるものに限る。）にあっては、設置の工事が開始される年度以降五年間に限り前項に定める額に十億円を加えたものを当該年度の交付限度額とする。